

関西学院大学 専門職大学院学則

第 1 章 総 則

第 1 条 この学則は関西学院大学大学院学則第 3 条第 2 項に基づき、専門職大学院の組織及び運営について定めることを目的とする。

第 2 条 関西学院大学専門職大学院(以下「本専門職大学院」という)は学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うとともに、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表のとおりとする。

第 3 条 本専門職大学院に専門職学位課程を置く。

第 4 条 本専門職大学院に次の専攻を置く。

- 1 司法研究科 法務専攻
- 2 経営戦略研究科 経営戦略専攻
会計専門職専攻

2 司法研究科法務専攻は専門職大学院設置基準第 18 条の規定に基づく法科大学院とし、法科大学院と称する。

第 5 条 司法研究科法務専攻の標準修業年限を 3 年とする。

2 経営戦略研究科経営戦略専攻及び会計専門職専攻の標準修業年限を 2 年とする。

第 6 条 本専門職大学院の学生定員を次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
司法研究科	法 務	100 名	300 名
経営戦略研究科	経 営 戦 略	100 名	200 名
	会計専門職	100 名	200 名

第 7 条 各研究科は、教育研究活動に関して、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検及び評価の実施に関する事項は別に定める。

第 8 条 各研究科は、教育研究活動及び研究科の運営に関して、関西学院大学以外の組織による評価を受けものとする。

第 2 章 職員組織

第 9 条 各研究科に研究科長を置く。

第 10 条 各研究科に研究科教授会を置き、任期の定めのない研究科専任教員をもってこれを構成する。

2 研究科教授会は研究科長が必要と認めた場合、又は 3 分の 1 以上の構成員の要求があったとき開催される。

第 11 条 研究科教授会は次の事項を議決する。

- 1 教授・准教授・助教・講師の人事に関する事項
- 2 名誉教授に関する事項

- 3 学位の授与に関する事項
- 4 教育課程及び授業担当者に関する事項
- 5 学生の入学、休学及び退学等の学籍異動に関する事項
- 6 学生の資格認定及び身分に関する事項
- 7 学生の賞罰に関する事項
- 8 研究科諸規程の制定・改廃に関する事項
- 9 その他研究科に関する事項

第 12 条 研究科教授会は次の事項を審議する。

- 1 研究科予算案
 - 2 研究科予算の配分
 - 3 その他研究科長が諮問する事項
- 2 研究科教授会に関するその他の規定は別に定める。

第 3 章 教育課程

第 13 条 本専門職大学院の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

- 2 各研究科の授業の単位の基準は、学部の授業の単位の基準に準ずる。
- 3 本専門職大学院における成績評価及び試験については、別にこれを定める。

第 1 節 司法研究科

第 14 条 司法研究科における授業科目及びその単位数を次のとおりとする。

a. 法律基本科目

憲法Ⅰ(基本的人権論)	2	憲法Ⅱ(統治機構論)	2	行政法入門	2
民法Ⅰ(契約法総論)	4	民法Ⅱ(契約法各論)	2	民法Ⅲ(債権担保法)	2
民法Ⅳ(不法行為法)	2	商法Ⅰ(商法・会社法入門)	2	商法Ⅱ(会社法)	2
民事訴訟法	4	刑法Ⅰ(刑法の基礎)	2	刑法Ⅱ(刑法総論・刑法各論)	2
刑事訴訟法	2	現代家族法	2	憲法演習	2
行政法(行政訴訟法)	2	行政法演習	2	民法演習Ⅰ(総則・物権)	2
民法演習Ⅱ(債権)	2	商法演習Ⅰ(会社法)	2	商法演習Ⅱ(取引法)	2
発展民事訴訟法	2	民事訴訟法演習	2	刑法演習	2
刑事訴訟法演習	2	商行為法・手形小切手法	2	民事法総合演習Ⅰ(不動産紛争の処理)	2
民事法総合演習Ⅱ(金銭紛争の処理)	2	商事法総合演習	2	民事訴訟法総合演習	2
刑法総合演習	2	刑事法総合演習	2	公法総合演習	2

b. 実務基礎科目

専門職責任(法曹倫理)	2	民事ローヤリングⅠ	2	民事ローヤリングⅡ	2
民事ローヤリングⅢ	2	民事裁判実務Ⅰ(要件事実及び民事訴訟手続の基礎)	2	民事裁判実務Ⅱ(争点整理・立証と保全・執行の基礎)	2
刑事裁判実務Ⅰ(捜査と公判の交錯)	2	刑事裁判実務Ⅱ(証拠法と事実認定)	2	エクスターンシップ	2
クリニック A	2	クリニック B	2	刑事模擬裁判	2

c. 基礎法学・隣接科目

英米法総論	2	英米法各論	2	法哲学	2
-------	---	-------	---	-----	---

法 社 会 学	2	紛 争 解 決 の 歴 史	2	法 曹 史	2
近 代 法 の 形 成	2	公 共 政 策 論	2	法 と 経 済	2
経 営 学	2	会 計 学	2	簿 記 論	2
キリスト教と人権	2				

d. 展開・先端科目

労働法Ⅰ(個別労働関係法)	2	労働法Ⅱ(労使関係法と労働争訟法)	2	労働法演習	2
経 済 法	2	経 済 法 演 習	2	税 法	2
税 法 演 習	2	税 務 争 訟 法	2	民 事 執 行 ・ 保 全 法	2
倒産処理法Ⅰ(破産手続)	2	倒産処理法Ⅱ(倒産処理)	2	倒 産 処 理 法 演 習	2
金 融 商 品 取 引 法	2	知的財産権法Ⅰ(特許権)	2	知的財産権法Ⅱ(著作権)	2
知的財産権法演習Ⅰ(特許権)	2	知的財産権法演習Ⅱ(著作権)	2	経 済 犯 罪	2
信 託 法	2	企業法実務Ⅰ(企業統治とリスク管理)	2	企業法実務Ⅱ(企業買収とリスク評価)	2
公 法 実 務	2	国 際 法	2	国 際 法 演 習	2
国 際 人 権 法	2	国 際 私 法	2	国 際 経 済 法	2
国 際 民 事 手 続 法	2	国 際 取 引 法	2	国 際 取 引 法 実 務	2
法 律 英 語	2	アメリカ公法(英語)	2	ア メ リ カ 憲 法	2
アメリカ私法(英語)	2	アメリカ会社法	2	ア ジ ア 法	2
日 本 法 (英 語)	2	現 代 人 権 論	2	現 代 正 義 論	2
司 法 制 度 論	2	社 会 保 障 法	2	生 命 倫 理 と 法	2
医 事 関 係 訴 訟	2	消 費 者 法	2	少 年 法	2
環 境 政 策 と 法	2	環 境 法 演 習	2	A D R	2
犯 罪 学	2	建 築 紛 争 法	2	ジ ェ ン ダ ー と 法	2
リーガルトピックス	2				

e. 特別演習科目

基礎演習Ⅰ	1	基礎演習Ⅱ	1	特別演習	2
-------	---	-------	---	------	---

第 15 条 前条の授業科目のうち、次の授業科目を必修科目とする。

- 1 法律基本科目のうち、現代家族法、商行為法・手形小切手法、民法法総合演習Ⅰ(不動産紛争の処理)、民法法総合演習Ⅱ(金銭紛争の処理)、商事法総合演習、民事訴訟法総合演習、刑法総合演習、刑事法総合演習、公法総合演習を除く 24 科目 52 単位。
- 2 実務基礎科目のうち、専門職責任(法曹倫理)、民事ローヤリングⅠ、民事裁判実務Ⅰ(要件事実及び民事訴訟手続の基礎)、刑事裁判実務Ⅰ(捜査と公判の交錯)の 4 科目 8 単位。
- 3 基礎法学・隣接科目のうち、英米法総論 1 科目 2 単位。

2 前項の授業科目のほか、次の授業科目を選択必修科目とする。

- 1 法律基本科目のうち、民法法総合演習Ⅰ(不動産紛争の処理)、民法法総合演習Ⅱ(金銭紛争の処理)、刑事法総合演習、公法総合演習のうち 2 科目 4 単位。ただし、民法法総合演習Ⅰ(不動産紛争の処理)及び民法法総合演習Ⅱ(金銭紛争の処理)はいずれか 1 科目とする。
- 2 実務基礎科目のうち、民事ローヤリングⅡ、民事ローヤリングⅢ、エクスターンシップ、クリニックA、クリニックB、刑事模擬裁判のうち 1 科目 2 単位。

第 16 条 司法研究科における必修科目及び選択必修科目以外の授業科目は、司法研究科の授業科目のうちから履修しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該学生の教育上特に必要と認められた場合に限り、司法研究科における選択科目として、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科委員会若しくは研究科教授会又は他の大学院の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により修得した単位については、司法研究科における授業科目の履修により修得したものととして、30 単位を超えない範囲で所定の単位数に算入することができる。ただし、修了に必要な単位数が 93 単位を超える場合は、その超える部分の単位数に限り、30 単位を超えて算入することができる。
- 4 研究科は、教育上特に必要と認められた場合、当該学生が司法研究科に入学する前に大学院において修得した単位を司法研究科における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。
- 5 前項の規定により認定できる単位数は、司法研究科において修得した単位を除き、30 単位を超えないものとする。ただし、編入学の場合はこの限りでない。
- 6 入学時に司法研究科で必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者(以下「法学既修者」という)として認められた者については、30 単位を超えない範囲で司法研究科における必要単位を修得したものとすることができる。法学既修者の認定については別に定める。
- 7 第 3 項、第 5 項及び第 6 項に定める単位数は、あわせて 30 単位(第 3 項ただし書の規定により 30 単位を超えて算入する単位を除く)を超えないものとする。

第 2 節 経営戦略研究科

第 17 条 経営戦略研究科における授業科目及びその単位数を次のとおりとする。

1 経営戦略専攻

企業経営戦略コース

a. コア科目群

企 業 倫 理	2	経 営 学	2	会 計 学	2
経 済 学	2	統 計 学	2	英 語 コミュニケーション	2

b. ベーシック科目群

経 営 戦 略	2	人 的 資 源 開 発	2	組 織 行 動	2
マーケティング・マネジメント	2	ファイナンス	2	企業ファイナンス	2
管 理 会 計	2	財 務 諸 表 分 析	2	テクノロジー・マネジメント	2
情 報 シ ス テ ム	2	生 産 シ ス テ ム	2	ベンチャービジネス	2
行 動 科 学	2	統 計 分 析 論	2	ゲ ー ム 理 論	2
産 業 組 織 論	2	国 際 経 済 学	2	クリティカル・シンキング	2
会 社 法	2	上級英語コミュニケーション	2		

c. アドバンスト科目群

企 業 経 営 史	2	企 業 家 論	2	組 織 管 理	2
国際比較経営	2	NPO マネジメント	2	事業システム戦略論	2
組織管理事例研究	2	経営戦略事例研究	2	サービス・マーケティング	2
チャンネル・マネジメント	2	ブランド・マネジメント	2	マーケティング・コミュニケーション	2
マーケティング戦略	2	流 通 シ ス テ ム	2	消 費 者 行 動	2
ロジスティクス	2	国 際 マーケティング	2	マーケティング・リサーチ	2
金 融 工 学	2	金 融 論	2	証 券 投 資	2
金 融 商 品	2	行 動 ファイナンス	2	リスクマネジメント	2

金融商品取引法	2	金融機関経営	2	Special Topics in Finance	2
イノベーション経営	2	製品開発	2	データマイニング	2
製品開発事例研究	2	標準化経営戦略	2	アントレプレナーシップ	2
eビジネス事例研究	2	起業家マインド	2	ベンチャービジネス事例研究	2
企業倫理事例研究	2	コストマネジメント	2	IT マネジメント	2
知的財産権法	2	研究開発型ベンチャー創成	2	企業経営戦略特論 A	2
企業経営戦略特論 B	2	企業経営戦略特論 C	2	企業経営戦略特論 D	2
企業経営戦略特論 E	2	企業経営戦略特論 F	2	企業経営戦略特論 G	2
課題研究基礎	2	課題研究	4		

国際経営コース

a. コア科目群

Business Ethics	2	Management	2	Accounting for Decision Making	2
Business Economics	2	Statistics	2	English Communication	2

b. ベーシック科目群

Making Ethical Decisions	2	Corporate Strategy	3	Designing Organizational Systems	3
International Management	3	Leadership and Corporate Renewal	3	Marketing Management	3
Marketing Strategy	2	Principles of Finance	3	Corporate Finance	2
Financial Reporting and Analysis	2	Japanese Economy	2	Advanced English for Business Studies	2
Advanced English for Business Practice	2				

c. アドバンスト科目群

Technology Management	2	Cross-Cultural Management	2	Organizational Behavior	2
Human Resource Management	2	Business Negotiation	2	Information Management for Decision Making	2
Marketing Research	2	Marketing Case Analysis	2	Product Innovation	2
International Marketing Practice	2	Brand Management	2	Marketing Communication	2
Service Marketing	2	Financial Risk Management	2	Financial Institutions Management	2
Capital Markets	2	Portfolio Management	2	Corporate Restructuring	2
International Accounting	2	Managerial Accounting	2	Asian Financial Market	2
Japanese Financial Practice	2	Accounting Theory and Practice	2	Special Topics in Finance	2
Management Information Systems	2	Industrial Organization	2	Japanese Business	2
Practitioner Perspectives on Management	2	Advanced Topics in Business A	2	Advanced Topics in Business B	2
Advanced Topics in Business C	2	Advanced Topics in Business D	2	Advanced Topics in Business E	2
Advanced Topics in Business F	2	Group Research Project	2	Individual Research	4

2 会計専門職専攻

a. コア科目群

財務会計分野

国際会計論	2	簿記原理	2	簿記基礎	2
簿記	2	会計学原理	2	会計学	2
財務会計論	2				

管理会計分野

管理会計論	2	工業簿記基礎	2	工業簿記	2
-------	---	--------	---	------	---

原 価 計 算 論	2								
監査分野									
会 計 倫 理	2	監 査	論	2					
経済・経営分野									
経 済 学	2	経 営 学	2	I T 基 礎	2				
地 方 行 財 政 基 礎	2								
企業法分野									
企 業 法 基 礎	2	企 業 法	2	租 税 法 基 礎	2				
法 人 税 法	2	地 方 税 基 礎	2						
b. ベーシック科目群									
財務会計分野									
簿 記 応 用	2	会 計 基 準 論	2	国 際 会 計 基 準 論 A	2				
国 際 会 計 基 準 論 B	2	連 結 財 務 諸 表 論	2	会 計 制 度 論	2				
国 際 公 会 計 論	2	公 会 計 論	2						
管理会計分野									
予 算 管 理 論	2	原 価 管 理 論	2	財 務 分 析	2				
監査分野									
監 査 制 度 論	2	監 査 概 念 論	2	監 査 基 準 論	2				
国 際 監 査 論	2								
経済・経営分野									
経 済 政 策	2	財 政 学	2	統 計 学	2				
フ ァ イ ナ ン ス	2	経 営 管 理 論	2	経 営 財 務 論	2				
ビ ジ ネ ス コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2	行 政 経 営 論	2	I T 統 制	2				
企業法分野									
民 法	2	商 法	2	会 社 法	2				
金 融 商 品 取 引 法	2	所 得 税 法 ・ 消 費 税 法	2	租 税 法 実 務	2				
c. アドバンスト科目群									
財務会計分野									
英 文 会 計	2	中 小 会 社 会 計 論	2	環 境 会 計 論	2				
地 方 自 治 体 財 務 会 計 論	2	地 方 公 営 企 業 会 計 論	2	非 営 利 法 人 会 計 論	2				
簿 記 課 題 研 究	4	財 務 会 計 課 題 研 究	4	公 会 計 課 題 研 究	4				
財 務 会 計 事 例 研 究	2	公 会 計 事 例 研 究	2	企 業 内 容 開 示 論	2				
ビ ジ ネ ス 会 計 論	2	英 文 会 計 事 例 研 究	2	財 務 会 計 論 文 指 導 I	2				
財 務 会 計 論 文 指 導 II	2	財 務 会 計 論 文 指 導 III	2	財 務 会 計 論 文 指 導 IV	2				
財 務 会 計 特 別 講 義 A	2	財 務 会 計 特 別 講 義 B	2						
管理会計分野									
意 思 決 定 会 計 論	2	業 績 評 価 会 計 論	2	会 計 情 報 シ ス テ ム	2				
地 方 自 治 体 原 価 計 算 論	2	地 方 自 治 体 管 理 会 計 論	2	地 方 自 治 体 予 算 管 理 論	2				
地 方 自 治 体 財 務 分 析	2	管 理 会 計 課 題 研 究	4	原 価 計 算 課 題 研 究	4				
管 理 会 計 事 例 研 究	2	管 理 会 計 特 別 講 義 A	2	管 理 会 計 特 別 講 義 B	2				

監査分野

内部統制論	2	地方自治体内部統制論	2	システム監査	2
内部監査論	2	地方自治体監査論	2	行政評価論	2
監査課題研究	4	監査事例研究	2	監査特別講義 A	2
監査特別講義 B	2				

経済・経営分野

地方財政論	2	企業ファイナンス	2	経営戦略	2
組織管理	2	NPO マネジメント	2	コーポレート・ガバナンス	2
地方自治体ファイナンス	2	地方自治体情報システム	2	地方自治体マーケティング	2
行政経営資源論	2	行政経営事例研究	2	地方自治体人事管理論	2
海外行政経営事情	2	地方自治体人材開発論	2	地方自治体組織論	2
公共ガバナンス論	2	経営学課題研究	4	地方行財政事例研究	2
経営学特別講義 A	2	経営学特別講義 B	2		

企業法分野

倒産処理法	2	知的財産権法	2	信託法	2
企業法要説	2	税務申告実務	2	租税法課題研究	4
企業法課題研究	4	租税法事例研究	2	会社法事例研究	2
地方税実務	2	企業法特別講義 A	2	企業法特別講義 B	2
租税法特別講義 A	2	租税法特別講義 B	2		

3 専攻共通

外国大学院科目(1 科目各 1~4 単位) 他大学院科目(1 科目各 1~4 単位)

第 18 条 前条の授業科目について、修了に必要な修得単位数を次のとおりとする。

1 経営戦略専攻

企業経営戦略コース

必要修得単位数を 44 単位とし、そのうち、コア科目から必修 4 単位・選択必修 6 単位、ベーシック科目から必修 2 単位・選択必修 8 単位、アドバンスト科目から必修 6 単位、ベーシック科目・アドバンスト科目から選択必修 12 単位とする。

国際経営コース

必要修得単位数を 44 単位とし、そのうち、コア科目から必修 4 単位・選択必修 6 単位、ベーシック科目から必修 3 単位・選択必修 9 単位、アドバンスト科目から必修 6 単位、ベーシック科目・アドバンスト科目から選択必修 10 単位とする。

2 会計専門職専攻

必要修得単位数を 48 単位とし、そのうち、コア科目から必修 4 単位・選択必修 10 単位、ベーシック科目・アドバンスト科目から選択必修 24 単位とする。

3 その他の履修要件は別に定める

第 19 条 経営戦略研究科において履修する授業科目は、経営戦略研究科の授業科目のうちから履修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生の教育上特に必要と認めた場合に限り、大学院共通科目、他の研究科の授業科目及び他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科委員会若しくは研究科教授会又は他の大学院の承認を得なければならない。

- 3 前項の規定により修得した他の研究科の授業科目の単位については、10 単位までを所定の単位数に算入することができる。
- 4 第 2 項の規定のうち、他の大学院にて修得した単位については、教育上特に必要と認められた場合、経営戦略研究科における授業科目の履修により修得したものとして、20 単位を超えない範囲で所定の単位数に算入することができる。
- 5 経営戦略研究科は、教育上特に必要と認められた場合、当該学生が経営戦略研究科に入学する前に大学院において修得した単位を経営戦略研究科における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。
- 6 前項の規定により認定できる単位数は、経営戦略研究科において修得した単位を除き、20 単位を超えないものとする。ただし、編入学の場合はこの限りでない。
- 7 第 4 項及び第 6 項に定める単位数は、あわせて 20 単位を超えないものとする。
- 8 入学前に経営戦略研究科の科目等履修により修得した単位の認定は、20 単位を超えないものとする。

第 4 章 課程の修了

第 1 節 司法研究科

- 第 20 条** 司法研究科に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 96 単位以上を修得することを修了要件とする。
- 2 司法研究科においては 1 年及び 2 年終了時点で次の要件を満たすことを進級要件とする。なお、要件を満たさない場合は、当該年度に履修した進級要件の対象となる授業科目のうち成績評価が B 以上の科目のみ有効とし、C⁺以下の科目は全て無効とする。
 - 1 第 15 条第 1 項のうち、履修基準年度 1 年の科目で当該年度に履修した科目の 1 年終了時点の平均 GPA が 1.5 以上あること
 - 2 第 15 条第 1 項及び第 2 項のうち履修基準年度 2 年までの科目で、当該年度に履修した科目の 2 年終了時点の平均 GPA が 1.5 以上あること
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、在学期間については次のとおり短縮することができる。ただし、短縮できる期間は、あわせて 1 年を超えないものとする。
 - 1 第 16 条第 4 項に定める単位認定を行った場合、1 年を超えない範囲で認定単位数に相当する期間の在学期間を短縮することができる。ただし、編入学の場合はこの限りでない。
 - 2 法学既修者の場合、1 年を超えない範囲で本研究科における必要単位を修得したものと単位に相当する期間の在学期間を短縮することができる。
- 第 21 条** 司法研究科における最長在学年数は 6 年とする。

第 2 節 経営戦略研究科

- 第 22 条** 経営戦略研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について経営戦略専攻は 44 単位以上、会計専門職専攻は 48 単位以上修得することを修了要件とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、修業年限及び在学期間については次のとおり短縮することができる。
 - 1 実務の経験を有する者で、早期修了履修コースにより修了必要単位数を修得した者は、1 年 6 カ月で修了することができる。
 - 2 第 19 条第 5 項で認定された単位数を含めて、早期に修了必要単位数を満たせる場合は、1 年以上

2 年未満の範囲内で早期に修了することができる。

- 3 会計専門職専攻において「財務会計論文指導Ⅳ」を履修する者は、第1項の規定のほか、学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

第23条 経営戦略研究科における最長在学年数は4年とする。

第5章 専門職学位

第24条 司法研究科において所定の課程を修了した者に、法務博士(専門職)の学位を授与する。

- 2 経営戦略研究科において経営戦略専攻の所定の課程を修了した者に経営管理修士(専門職)、会計専門職専攻の所定の課程を修了した者に会計修士(専門職)の学位を授与する。
- 3 学位に関する規程は、本章に定めるもののほか、別にこれを定める。

第6章 入学及び編入学

第25条 本専門職大学院に入学して専門職学位課程を修め得る者の資格は次のとおりとする。

- 1 学士の学位を有する者または大学を卒業した者
- 2 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと各研究科において認められた者
- 3 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- 5 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 6 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者
- 7 外国の学校が行う通信教育により学校教育における16年の課程を修了した者
- 8 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして文部科学大臣が指定した教育施設で、16年の課程を修了した者
- 9 文部科学大臣の指定した者

第26条 本専門職大学院への編入学については次のとおりとする。

- 1 各研究科は、他の大学院の専門職学位課程を1学期間以上修了した者から、編入学の願い出がある場合、審査の上これを許可することができる。
- 2 編入学者の修業年限及び在学年限については、本学則第20条、第21条、第22条及び第23条を基準に当該学生の入学前の課程を勘案し研究科で決定する。

第27条 本専門職大学院の入学時期は毎年4月及び9月とする。

- 2 本専門職大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行うものとする。
- 3 前項の志願者については、所定の選抜試験を行い、許可又は不許可を決定する。
- 4 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第7章 留学・休学・退学及び除籍

第28条 研究科は、本学と協定のある外国の大学の大学院又は本学が認定する外国の大学の大学院等へ留学を希望する者に対し、選考の上これを許可することができる。

- 2 留学の種類は、交換留学、認定留学及び派遣留学とする。

- 3 研究科は、当該学生が留学先大学院等で修得した単位については、本学則第 16 条第 3 項及び第 19 条第 3 項の規定を適用し、当該研究科において修得した単位として認定することができる。
- 4 留学の期間は、1 学期間又は 2 学期間とし、その期間を本学における在学年数に算入することができる。
- 5 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第 29 条 病気その他の事由によって休学しようとする者は、所定の休学願を春学期又は秋学期の各授業開始後 1 カ月以内に所属研究科長に提出して許可を得なければならない。

- 2 休学開始の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。
- 3 休学の期間は、1 年間又は 1 学期間とする。
- 4 許可された休学期間の経過後も継続して休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。
- 5 休学し得る期間は、原則として通算 2 年以内とする。ただし、母国の兵役による休学は、2 年を上限としてこの期間に算入しない。
- 6 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 30 条 病気その他の事由によって本専門職大学院を退学しようとする者は所定の退学願を所属研究科長に提出して許可を得なければならない。

- 2 退学の日付は、学費既納者については研究科教授会が承認した退学日とし、学費未納者については学費納入済の学期の末日とする。

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- 1 休学期間が通算 2 年を経過してなお復学又は退学しない者(ただし、母国の兵役による休学は、2 年を上限としてこの期間に算入しない)
- 2 第 21 条又は第 23 条に定める在学期間を超えてなお退学しない者
- 3 大学院学費納付規程第 8 条に該当する者

第 32 条 休学した者が、復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に所定の復学願を所属研究科長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 復学の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。

第 33 条 退学者又は除籍者が再入学しようとする場合は、再入学しようとする学期の開始日の 1 カ月前までに所定の再入学願を提出しなければならない。

- 2 退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、研究科教授会の議を経て許可することがある。ただし、再入学は退学又は除籍の日から司法研究科においては 6 年以内、経営戦略研究科においては 2 年以内に願い出るものとする。

第 8 章 学年・学期及び休日

第 34 条 本専門職大学院の学年は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、4 月 1 日から 9 月 19 日までを春学期、9 月 20 日から翌年 3 月 31 日までを秋学期とする。

第 35 条 本専門職大学院の休業日を次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 関西学院創立記念日(9 月 28 日)
- 4 夏季休業 8 月 6 日から 9 月 19 日まで

- 5 冬季休業 12 月 24 日から 1 月 5 日まで
- 6 春季休業 2 月 14 日から 3 月 31 日まで
- 2 前項第 4 号及び第 6 号の規定にかかわらず、夏季・春季休業期間中に、各研究科の教育課程に基づき、授業科目を開講することができる。
- 3 学長は大学評議会の議を経て、第 1 項に規定する休業日を変更し、授業日とすることができる。
- 4 学長は大学評議会の議を経て、第 1 項に規定する休業日を別の日に変更することができる。また臨時に休業日を定めることができる。

第 9 章 学費

- 第 36 条** 学費は、入学金、授業料、研究資料費、教育充実費その他をいう。
- 2 学費のうち、入学金については、納入後、いかなる理由があっても返還しない。
 - 3 入学金を除く学費について、所定の手続を行った場合は、返還に応じるものとする。なお、返還申請締切日は次のとおりとする。
 - 1 春学期入学当該入学年 3 月 31 日
 - 2 秋学期入学当該入学年 9 月 15 日
 - 4 学費の納付に関する規程は、別にこれを定める。

第 10 章 委託生・聴講生・科目等履修生・交換学生 及び短期留学生

- 第 37 条** 公共団体又はその他の機関から本専門職大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上委託生としてこれを許可する。
- 第 38 条** 本専門職大学院の特定授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上聴講生としてこれを許可する。
- 2 聴講生の聴講し得る授業科目の科目数及び単位数は、研究科の定めるところによる。
 - 3 聴講生はその聴講科目につき試験を受けることができる。
 - 4 試験に合格した者には願い出があれば証明書を交付する。
- 第 39 条** 研究科は、当該研究科の特定の授業科目又は複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者に対し、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。
- 2 科目等履修生の履修し得る授業科目の科目数及び単位数は、研究科の定めるところによる。
 - 3 研究科は、科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け、合格したときは所定の単位を与えるものとする。
- 第 40 条** 本学と協定のある外国の大学の大学院学生で、本専門職大学院の授業科目の履修を希望し、当該大学の推薦のある者は、当該研究科教授会の承認を経て、交換学生として入学を許可することができる。
- 2 研究科は、外国の大学の大学院等から要請があり、当該学生の教育上及び研究上有益であると認められた場合は、短期留学生として入学を許可することができる。
 - 3 交換学生及び短期留学生に関する規程は、別にこれを定める。
- 第 41 条** 本章に定めるほか委託生・聴講生・科目等履修生・交換学生及び短期留学生については、本学則の他の各章の規定を準用する。

第 11 章 賞罰

第 42 条 品行方正、学術優秀、志操堅固な者はこれを表彰する。

第 43 条 本学則又は規則に背き、その他学生の本分にもとる行為をなした者は、その軽重によりこれを懲戒する。

2 懲戒は譴責・謹慎・停学及び退学の 4 種とする。

ただし、退学は次の場合に限る。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- 3 正当の理由がなく出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章 学生心得

第 44 条 学生は、次に掲げる事項を守り、本専門職大学院設立の根本精神を体得するように努めなければならない。

- 1 常に広い視野に立って専門学術を研究し、精深な学識を涵養するに努めること
- 2 人格の本義を認め、キリスト教主義により人格の完成を期すこと
- 3 自由自治の本領に立ち、本専門職大学院学風の振興に努めること
- 4 学則及び諸規則を守り、つねに品位と秩序を保つこと

附則

この学則は、2011 年(平成 23 年)4 月 1 日から改正施行する。

第 1 章 総則のための備考

1 第 2 条第 2 項に定める別表を次のとおりとする。

司法研究科	法務専攻	本研究科は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)として、Mastery for Service の精神を体現した人権感覚豊かな市民法曹として、現代社会の多様な法的ニーズに応えて、法曹と呼ぶにふさわしい良き仕事(Good Work)を遂行することができる高度の専門性と倫理的資質を備えた法曹を養成することを目的とする。
経営戦略研究科		経営戦略研究科は、専門職学位課程としてMBA教育を行う経営戦略専攻と職業会計人養成のための会計専門職専攻を擁し、実践的な実務教育により経営及び会計の高度専門職業人を養成すること目的としている。各々独立した専攻でありながら、同研究科内で補完し、二専攻による優れた教育効果を学生に与えることを目指している。また、博士課程として先端マネジメント専攻を擁し、経営・会計の理論研究と実践的応用研究の推進及びこれを担う研究者や専門家等の養成を目的としている。
	経営戦略専攻	本専攻で養成する高度専門職業人は、「建学の精神に基づく高い職業倫理を持ち、国際的な水準で世界に通用するビジネスパーソン」である。本専攻には、「企業経営戦略コース」と「国際経営コース」があり、企業経営戦略コースは、グローバル化した日本企業のビジネス環境に合致した高度職業人の育成を目的としている。国際経営コースは、ビジネスの知識に加えて英語でビジネスを遂行する能力を養成することを目的としている。

<p>会計専門職専攻</p>	<p>本専攻で養成する高度専門職業人は、「建学の精神に基づく高い職業倫理を持ち、国際的な水準で世界に貢献し得る職業会計人」である。本専攻には、「企業会計コース」と「自治体会計コース」があり、企業会計コースでは、公認会計士や企業経理財務担当者の養成を、自治体会計コースでは、地方自治体会計・行政経営専門職の養成を目的としている。コースの教育を通じて、高い職業倫理観と国際的な視野と見識をもった職業会計人を育成することが本専攻の目的である。</p>
----------------	--